

募集

初心者スケート教室

自然に親しみながら、強く健康的な心身をつくり、合せて正しいスケート技術を学ぶためにつぎによりスケート教室を開催します。お気軽にどうぞ。

期 日 58年1月7日(金)
(雨天の場合1月8日(土))
場 所 富士急ハイランド
対象者 市内の五歳以上小学校六年生までの方

※ただし、二年生以下は保護者同伴でお願いします。

参加料 小学生 七五〇円
幼児 四〇〇円
大人 一二〇〇円

×切日 十二月十五日(水)
申込先・問合先

教育委員会社会体育係
☎(三)一一一四二二七

スポーツ・体力づくり教室

寒さに負けない丈夫な身体をつくると共に、スポーツの楽しさを味わい健康で明るい毎日を送るための手助けとして、冬期分のスポーツ教室をつぎのように開催しますので積極的に参加して下さい。

(1) 壮年体力づくり教室

日 時 58年1月21日(木)～2月24日(木)毎週月曜日と木曜日

午後7時30分～9時

場 所 東桂中学校体育館

対象者 四十歳以上の男女

参加料 一、〇〇〇円(傷害保険料等です)

(2) 親子バドミントン教室

日 時 58年1月25日(火)～2月24日(木)毎週火曜日と木曜日

午後七時～九時

対象者 小学校四年生以上の子供と親(親子)

参加料 一、五〇〇円(親子・傷害保険料等です)

※参加申込

いずれの教室も開始前日までに教育委員会社会体育係

(☎(三)一一一内線二二七)に電話で申し込んで下さい。

造林用苗木のあっせん

市森林組合では、来春の造林用苗木をあっせんします。

希望者はお申し込み下さい。

申込期限 十二月二十五日

なお期日過ぎても苗木は受け付けますが、補助金交付が来年度になる場合があります。

苗木代金 す ぎ 七十円

ひ の き 七十円

あかまつ 三十円

からまつ 三十五円

◎注意事項

新植地が用材林伐採地以外で植付本数が約三〇〇本、面積が十アール(一反歩)以上で、五十七年中に造林計画書を知事に提出してあるもの。また、今年夏の台風で折損、倒伏、埋没、流失等の被害を受けた場所を片付けて植栽する場合は、被害届を提出してあれば植栽した分にも補助金が出るとともに五十二年以降の造林地で補助金を受けている分は、森林災害保険へ加入している分は、森林災害保険へ加入している分は、苗木申し込みの際は植栽予定地の、字、地番、及び現況(雑木何年生伐採、原野、用材林伐採跡地、台風被害地等)を調べ印鑑を持参して下さい。

学生の下宿を希望する方へ

昭和五十八年度新入生の下宿を希望される方は、次によりお申し込み下さい。

期 間 12月15日～58年1月31日
申込先 都留文科大厚生課窓口
申込方法 窓口に申込書が用意してありますので、空室数・人員・男女別・部屋代・入居条件を記入して提出して下さい。

詳しくは、大学厚生課厚生係(☎(三)四三四一(内二二七)におたずね下さい。

保育園の入園について

入園申請は1月31日まで

位により入所を決定します。

十二月一日から一月三十一日まで保育園児の入園受付を市福祉事務所に市内保育園で行います。

なお、入園の資格は家庭において保育ができない方の幼児が対象となります。

申請方法

申請書に記入のうえ、つぎの書類を添えて提出して下さい。

- (1) 給与所得者は、昭和五十七年分源泉徴収票及び課税証明書
- (2) 給与所得者以外の方は、課税証明書。なお、世帯員に所得税確定申告者がいる場合は、課税証明書以外に昭和五十七年分確定申告書の控えを三月十五日までに提出して下さい。この提出がない場合は、後日四月にさかのぼって保育料を追加徴収されることになります。
- (3) 内職およびパートをしている方は、在職(内職・パート)証明書。
- (4) 母親が病気、出産、もしくは、家族が長期にわたる病人等で母親が看護に当たっている場合は、医師の診断書又は児童委員(民生委員)の証明書。

◎在園している児童も、昭和五十八年三月三十一日まで措置解除になりますので、前記要領により申請して下さい。

◎状況調査のうえ保育に欠ける順

都留市の気象

	57年10月	56年10月	10年間の平均
最高気温	(13) 26.3℃	(9) 27.3℃	27.2℃
最低気温	(26) 1.5℃	(26) 2.8℃	3.4℃
平均気温	14.0℃	13.8℃	14.4℃
降水日数	1mm以上9日	1mm以上6日	1mm以上9日
降水量	182.0mm	240.5mm	165.0mm
平均湿度	78%	78%	78%

都留市消防署調べ()はその日

詳しくは、市福祉事務所にたずね下さい。
☎(三)一一一 内線二七六

◇入所児の保育料◇

保育料の決定は、保護者の所得(市民税・所得税の課税額)、固定資産税額等により、厚生省の定める基準により決定します。

詳しくは、市福祉事務所にたずね下さい。